

労務費・必要経費等を内訳明示した見積りの普及に向けて

1. 見積書の作成について(全体像)

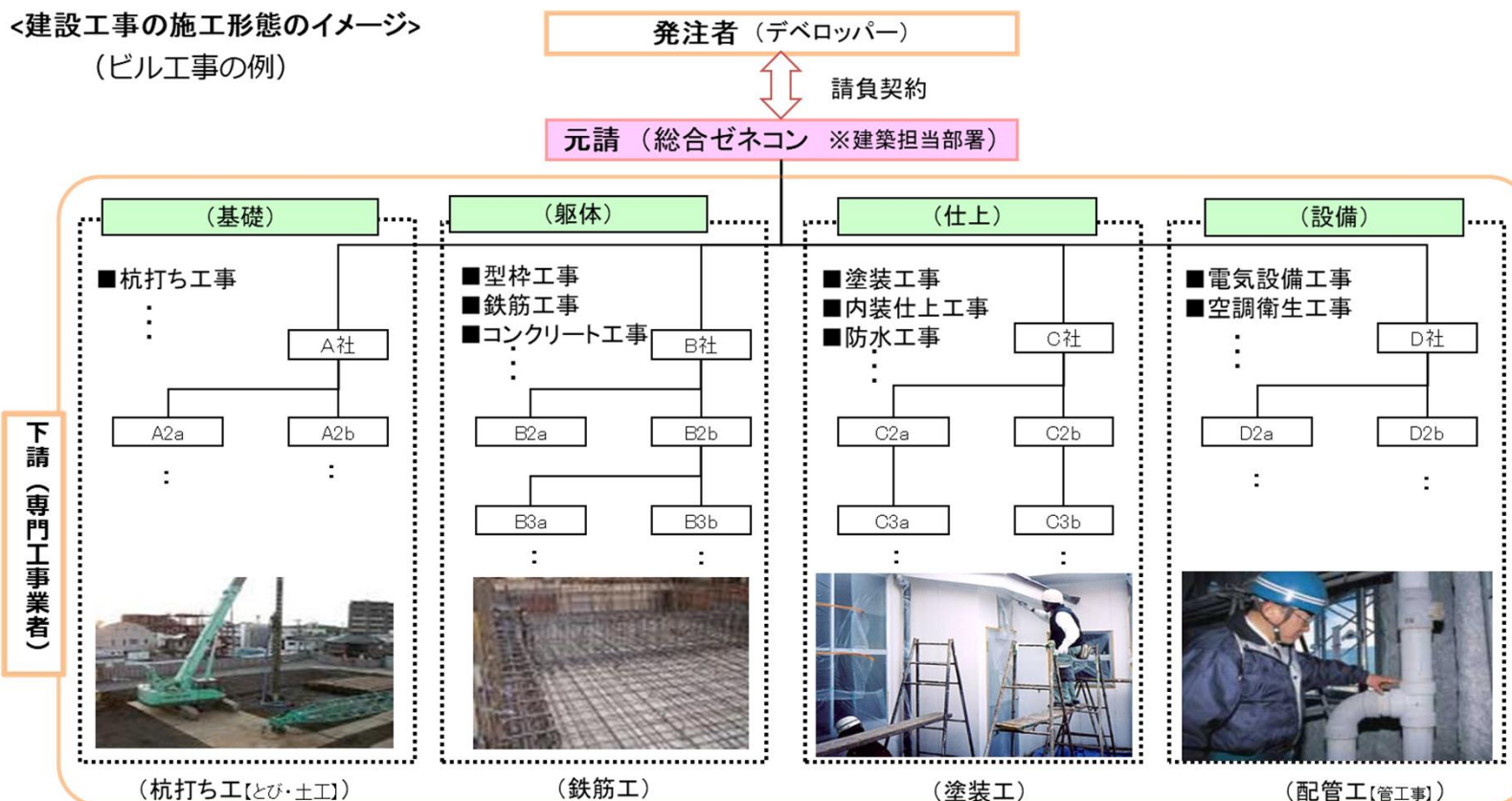
◆改正後の建設業法第20条では、建設業者は、材料費、労務費、適正な施工を確保するために不可欠な経費の内訳を記載した見積書を作成するよう努めなければならない、としている。

◆この見積書の努力義務は、①元請一下請間、下請一下請間、②発注者一元請間いずれについても対象

(建設工事の見積り等)

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費及び当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの(以下この条において「材料費等」という。)その他当該建設工事の施工のために必要な経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を記載した建設工事の見積書(以下この条において「材料費等記載見積書」という。)を作成するよう努めなければならない。

<建設工事の施工形態のイメージ>
(ビル工事の例)



①元請一下請・下請一下請間、②発注者一元請間、とに分けて議論

2. 元請一下請間、下請一下請間の見積書の作成について 国土交通省

(1) 現状

元請一下請間、下請一下請間の見積書については、これまで、以下の取組を実施

- ◆法定福利費については、国による「法定福利費を内訳明示した見積書作成手順」の提示、専門工事業団体による標準見積書の作成等の取組を推進
- ◆安全衛生経費については、国による「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」、「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」の提示を行ったところ。一部の専門工事業団体は標準見積書を作成

「法定福利費を内訳明示した見積書」作成手順

〔基本的な法定福利費算出方法〕

$$= \text{労務費総額} \times \text{法定保険料率}$$

〔その他の法定福利費算出方法〕

$$= \text{工事費} \times \text{工事費あたりの平均的な法定福利費の割合}$$

$$= \text{工事数量} \times \text{数量あたりの平均的な法定福利費の割合}$$

「安全衛生経費を内訳明示した見積書」作成手順

○個別工事現場(作業場)における安全衛生経費

- ・個別に積み上げ計算を行う

○個別工事現場(作業場)における建設技能者にかかる安全衛生経費

- ・延べ人工数 × 単価 ÷ 耐用年数
- ・工事金額 × 1年間に購入した保護具等の総額 ÷ 1年間の売上高

○店社で支出する安全衛生経費

- ・工事金額 × 1年間に店社で支出した安全衛生経費の総額 ÷ 1年間の売上高

【日本左官業組合連合会の標準見積書の例】

御 見 積 書 (案)						
令和 年 月 日						
〇〇建設株式会社		御中				
見積金額	¥〇〇〇					
工 事 名						
工 期	令和 年 月 日					
	令和 年 月 日					
		〇〇左官工業株式会社				
		☒ 〇〇県〇〇市〇〇区二丁目4番45号				
		TEL 〇〇〇〇				
		FAX 〇〇〇〇				
		☐ 〇〇県〇〇市〇〇区2番20号				
		TEL 〇〇〇〇				
		FAX 〇〇〇〇				
		☐ 〇〇県〇〇市〇〇区六丁目34番48-4号				
		TEL 〇〇〇〇				
		FAX 〇〇〇〇				
		担当者				
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
左官工事	別紙内訳書のとおり					
材料費		1	式		〇〇〇	
労務費		1	式		〇〇〇	
一般管理費		1	式		〇〇〇	
安全衛生経費(労務費の9%)		1	式		〇〇〇	安全衛生経費率算出表より
法定福利費		1	式		〇〇〇	
合 計					〇〇〇	

標準見積書: 社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成(国土交通省HPIにも掲載)
下請企業から元請企業への提出を平成25年9月末から開始

2. 元請一下請間、下請一下請間の見積書の作成について 国土交通省

(2) 今後の方針

方針(案)

- 中小の下請業者であっても適正な見積書を作成できるよう、**各専門工事業団体は、「標準見積書」**について、「労務費の基準」の導入を踏まえて労務費等を内訳明示するための**見直し・作成を行う**。**国は**、そのための**「作成手順」を提示**する。

国が提示する「作成手順」に盛り込む主な事項

<労務費について>

- 見積書に内訳明示する労務費額は、「**技能者の労務の単価×歩掛×作業量**」で算出することを基本とする。
- 見積書には、「労務費の基準」との比較ができるよう、単に労務費の総額を記載するだけでなく歩掛を合わせて示すとともに、特記すべき仕様・条件なども明記**する。

<労務費以外の経費について>

- 見積書に内訳明示する法定福利費や安全衛生経費の額は、**国が示した作成手順による算出方法**（2ページ参照）による。
- 法定福利費のように、比較的、見積書における内訳明示が浸透している経費もあるが、安全衛生経費のように、複雑かつ取組開始段階の経費もある。このため、**見積書には簡便な方法による内訳の示し方も許容**する。

<その他>

- 見積書は電子媒体で作成**することを目指す。当初・最終見積書の**保存に係る取扱いについても明記**する。

【全国鉄筋工事業協会の標準見積書の例】

お 見 積 書

平成25年8月26日

〇

殿

東京都台東区浅草橋3-17-10
* * * * * 鉄筋工業株式会社
TEL **-****-****
FAX **-****-****

下記の通りお見積もり申し上げます

お見積金額

#DIV/0!

鉄筋組立	組立人件費	取付予定歩掛	基礎日額	0.000	t	#DIV/0!	#DIV/0!
		#DIV/0! Kg/人					
	組立現場経費	組立作業に係る直接経費					#DIV/0!
	現場管理費	現場に係わる管理費					#DIV/0!

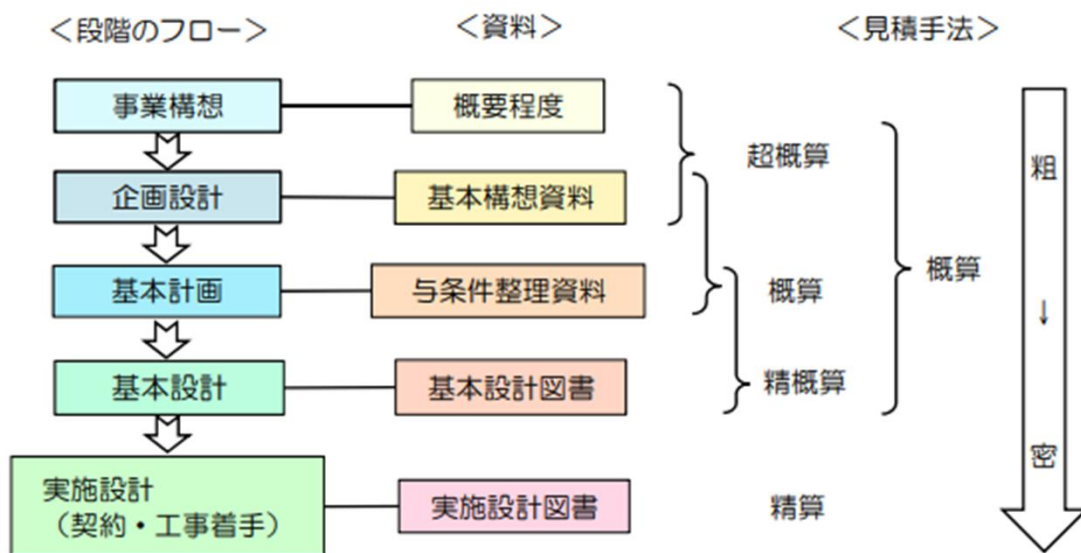
○全国鉄筋工事業協会の標準見積書の場合、
・歩掛(kg/人)
・技能者の労務の単価(円/人・日)
・作業の数量(t)
のいずれも示したうえで労務費を計算する仕様となっている。

3. 発注者一元請問の見積書の作成について

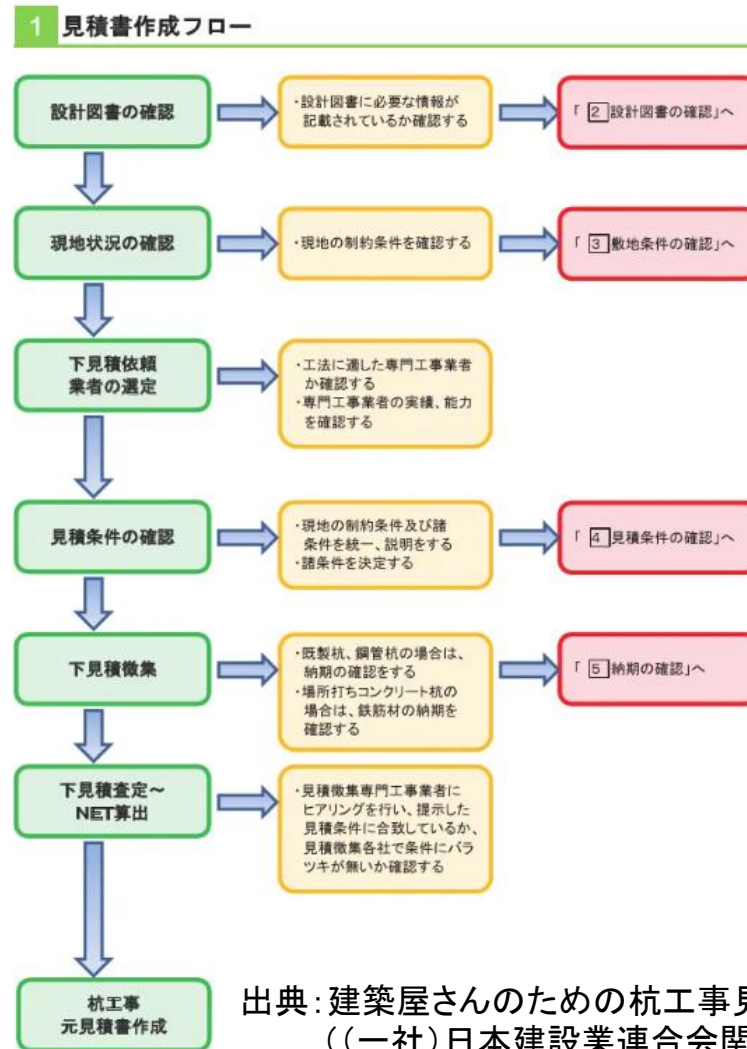
(1) 現状

◆発注者一元請問の見積書の作成については、工事種別等により、様々な方法がとられているものと考えられる

○設計が具体化するに従い、見積の精度をあげていくパターン



○下請企業に下見積を依頼して本見積を作成するパターン

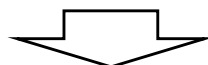


出典：建築屋さんのための杭工事見積の手引き
((一社)日本建設業連合会関西委員会)

3. 発注者一元請間の見積書の作成について

(2) 今後の方針

- 元請による見積書の作成手順は、建設工事の内容により、様々あると考えられる。
- 時間軸で言えば、たとえば以下が考えられる。
 - * 設計が具体化するに従い、見積の精度を上げていく、段階的な作成方法
 - * 段階的に作成をせずに、一度に見積書を仕上げる方法
- 作成のための材料収集で言えば、たとえば以下が考えられる。
 - * ある程度過去に経験のある工事内容であり、見積を下請企業から依頼するまでもないもの
 - * 長期にわたる工事のため契約段階で下請企業が全て定まっておらず、元請にて概算して見積もるもの
 - * 特殊性があるなどにより、下請企業に見積作成を依頼した上で、元請の見積書を作成するもの



方針(案)

- 元請業者が、様々な見積書の作成手順を取ることを念頭に、どのような作成手順を取るとしても**元請業者が見積書の作成に当たって遵守すべき事項を、国がガイドライン等の形で提示**する。

国が提示する主な事項

- 下請業者に見積依頼していなくても、**労務費、必要経費が下請業者まで確保されることが必要である。**
- 適正な取引推進のため、**元請業者は、必要に応じて下請業者に見積依頼を行うなどにより適切に見積もり、工事全体として無理な契約とならないように**する必要がある。
- 見積書は電子媒体での作成を基本**とする。当初・最終見積書の**保存に係る取扱いについても明記**する。
- 労務費・必要経費の見積書への内訳明示の方法は、元請ー下請間、下請ー下請間の見積書の作成と同様に、
 - * **労務費について、見積書に内訳明示する際は、「労務費の基準」との比較ができるよう、単に労務費の総額を記載するだけでなく、歩掛を合わせて示すとともに、特記すべき仕様・条件なども明記**する。
 - * **労務費以外の必要経費については、法定福利費のように、比較的、見積書における内訳明示が浸透している経費もあるが、安全衛生経費のように、複雑かつ取組開始段階の経費もある。このため、見積書には簡便な方法による内訳の示し方も許容**する。

参考資料(資料2－3関係)

法定福利費を内訳明示した見積書について

法定福利費とは：法令に基づき企業が義務的に負担しなければならない社会保険料

※健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料(労災保険は元請一括加入)

⇒ 労働者を直接雇用する専門工事業者は、労働者を適切な保険に加入させるために必要な法定福利費を確保する必要

法定福利費を内訳明示した見積書

下請企業が元請企業(直近上位の注文者)に対して提出する見積書について、法定福利費を内訳として明示したもの

「法定福利費を内訳明示した見積書」作成手順

〔基本的な法定福利費算出方法〕

= 労務費総額 × 法定保険料率

〔その他の法定福利費算出方法〕

= 工事費 × 工事費あたりの平均的な法定福利費の割合

= 工事数量 × 数量あたりの平均的な法定福利費の割合

(見積書の活用イメージ)

元請企業

法定福利費の内訳明示
を見積条件に記載

標準見積書の活用
法定福利費内訳明示

法定福利費を
請負金額に反映

下請企業

必要な保険への加入

技能労働者

標準見積書： 社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成(国土交通省HPにも掲載)
下請企業から元請企業への提出を平成25年9月末から一斉に開始
(第3回社会保険未加入対策推進協議会(H25.9.26)において申し合わせ)

御見積書(例)				
◇◇◇株式会社 殿				住所 × × 〇〇 株式会社
見積金額	L			(消費税込)
(内訳)				
項目	数量	歩掛	単価	金額
〇〇〇工事	材料費			A
	労務費			B
	経費(法定福利費を除く)			C
	小計			D=A+B+C
法定福利費				
法定福利費事業主負担額	対象金額	料率	金額	
雇用保険料	B	p	E=...B×p	
健康保険料	B	q	F=...B×q	
介護保険料	B	r	G=...B×r	
厚生年金保険料 (子ども・子育て拠出金含む)	B	s	H=...B×s	
合計	B	t	I=...B×t	
小計				J=D+I
消費税等				K=J×8%
合計				L=J+K

- 建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の大前提。
- 建設工事における安全衛生経費の適切な支払のため、「確認表」と「標準見積書」の作成・普及を推進。

【経緯】

- 「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」(平成29年6月閣議決定)において、『安全衛生経費については、(中略)適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施すること。』とされた。
- このことから、学識経験者や建設業関係団体等から構成される「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」(平成30年～令和4年)及び「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」(令和4年～)で実効性のある施策を検討。
- 「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及を推進。
 - ・令和5年8月に「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」及び「説明書」を公表し、建設業者団体に作成・活用を依頼。
 - ・令和6年3月に「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」を作成し、建設業者団体に「標準見積書」の作成・活用を依頼。

【安全衛生対策項目の**確認表**】

- ・各専門工事業団体において、工事の特徴を踏まえ工種ごとに「確認表」を作成
- ・見積条件の提示の際に、安全衛生対策項目の「**対策の実施分担**」及び「**費用負担**」を元下間において確認

【安全衛生経費を内訳として明示するための「**標準見積書**」】

- ・各専門工事業団体において、工事の特徴を踏まえ工種ごとに「標準見積書」を作成
- ・下請企業が元請企業(直近上位の注文者)に対して提出する**見積書**について、従来の総額によるものではなく、その中に含まれる**安全衛生経費を内訳として明示**



安全衛生経費の適切な支払

- 「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」及び「説明書」を令和5年8月に公表し、建設業者団体に作成・活用を依頼。
- ・各専門工事業団体に対して、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」及び「説明書」並びに先行的に作成した工種※の確認表を参考に、工種ごとに「安全衛生対策項目の確認表」を検討、作成いただくよう依頼。
 - ・すべての建設企業に対して、建設工事の現場において、「安全衛生対策項目の確認表」を活用することにより、元請負人と下請負人との間で安全衛生対策の分担を共有し、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくよう依頼。
- ※ 専門工事業団体等の協力を得て、5工種(型枠、管、内装仕上、外部足場、住宅)の確認表を先行的に検討・作成。

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和5年8月9日
不動産・建設経済局建設市場整備課

建設工事における「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）」を作成しました

建設工事における「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、安全衛生対策の認識の醸成の解消や、安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）」を作成しました。

建設工事における安全衛生経費については、労働災害防止対策を適切に実施する上で必要な経費であり、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われることが必要です。このため、国土交通省では、「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」を開催し、令和4年6月に「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて（提言）」が検討会で取りまとめられました。この提言では、安全衛生経費の「見える化」の必要性とともに、「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、元請負人と下請負人の間における安全衛生対策の認識の醸成の解消や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及等の有効性が示されました。

この提言を踏まえて、国土交通省では、「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」を開催し、見積時に安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を確認するための「安全衛生対策項目の確認表」の検討を進めてまいりました。今般、工種ごとの確認表の作成・普及を促進するため、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）（別添1）」及び「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）説明書（以下「説明書」という）（別添2）」を作成しました。

各専門工事業団体に対しては、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）」及び「説明書」並びに先行的に作成した工種の確認表（別添3）を参考に、工種ごとに「安全衛生対策項目の確認表」を検討、作成いただくようお願いしているところです。

また、すべての建設企業に対しては、建設工事の現場において、「安全衛生対策項目の確認表」を活用することにより、元請負人と下請負人との間で安全衛生対策の分担を共有し、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくようお願いしているところです。

〇〇工事における安全衛生対策項目の確認表【参考ひな型】

整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担	
		注文者	下請	注文者	下請
安全衛生体制	工事現場管理				
	リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施				
	固定式足場の組立と解体				
	固定式足場以外の作業床の組立と解体				
	作業構台・吊り構台の組立と解体				
	昇降設備の設置と撤去				
	土留め支保工の組立と解体				
	保護具の着用				
	墜落等による危険の防止				
	手摺、幅木等				
労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	開口部養生				
	落下防護ネット・小幡ネット				
	ロープ高所作業における危険の防止				
	飛来崩壊災害による危険の防止				
	揚重用吊具				
	警報設備				
	避難用設備				
	火災防止				
	危険物の対処（立入禁止措置）				
	調査の実施（埋設物調査・試掘等）				
機械並びに有害物	安全点検の実施				
	機械等の危険防止				
	監視連絡等に要する対策				
	倉庫、材料保管等				
健康の増進のための措置・快適な職場環境の形成のための措置	作業環境の測定				
	測定機器の用意				
	測定環境の設定				
	作業環境の構築				
	換気設備				
	空調設備、空気清浄設備				
	照明器具				
	電気設備				
	給排水設備				
	休憩室、仮眠設備				
その他	職場生活支援施設（トイレ、洗面所等）				
	熱中症対策				
	応急処置・緊急時対応				
	その他の疾病・衛生対策				
	安全意識、注意喚起				
	交通規制に要する対策				
	公衆災害に要する対策（仮囲い等）				
	追加項目（当該工事で確認が必要な項目）	注文者	下請	注文者	下請

- 「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」を令和6年3月に作成し、建設業者団体に作成・活用を依頼。
- ・各専門工事業団体に対して、「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」及び先行的に作成した工種※の標準見積書を参考に、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」を検討、作成いただくよう依頼。
- ・すべての建設企業に対して、「安全衛生対策項目の確認表」及び「標準見積書」を活用し、建設工事の現場において、下請企業が元請企業（直近上位の注文者）に対して提出する見積書について、安全衛生経費を見積書に内訳明示することにより、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくよう依頼。

※ 専門工事業団体等の協力を得て、2工種（型枠、左官）の標準見積書を先行的に検討・作成。

【国土交通省において作成した作成手順】

安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順

1. 安全衛生経費を内訳明示した見積書とは
- 建設工事における労働災害防止対策を適切に実施する上で、必要な安全衛生経費について、適切かつ明確な積算がなされ、下請負人まで確実に支払われるよう、見積時に安全衛生対策項目の「対策の実施分」と及び「費用負担」を確認するための「安全衛生対策項目の確認表」及び安全衛生経費を内訳として明示した「標準見積書」の作成・普及に取り組んでいます。
- 安全衛生経費を内訳として明示した見積書（標準見積書）とは、下請負人が元請負人（直近上位の注文者）に対して提出している見積書を従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示したもので、これを活用することにより、安全衛生経費をしっかりと確保できるようにしていただくためのものです。
- なお、労働安全衛生法は、建設工事現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講じることを義務付けていることから、安全衛生経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常認められる原価」に含まれるものです。
2. 内訳明示する安全衛生経費の算出方法
- 安全衛生経費は、その範囲が必ずしも明確ではないため、元下間の安全衛生経費に関する認識のズレが生じ、ひいては下請までの適切な支払いに繋がっていないことが考えられます。
- このため、安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なることに十分留意するとともに、できる限り明確にする必要があります。
- 以下に、安全衛生経費の算出方法を例示します。

【先行的に作成した工種の標準見積書（案）「左官工事」（令和6年3月時点）】

御 見 積 書（案）

令和 年 月 日

〇〇建設株式会社 御中

見積金額 ￥〇〇〇

工 事 名

工 期 令和 年 月 日

令和 年 月 日

〇〇左官工業株式会社

☒ 〇〇県〇〇市〇〇区二丁目4番45号
TEL 〇〇〇〇
FAX 〇〇〇〇

☐ 〇〇県〇〇市〇〇区2番20号
TEL 〇〇〇〇
FAX 〇〇〇〇

☐ 〇〇県〇〇市〇〇区六丁目34番48-4号
TEL 〇〇〇〇
FAX 〇〇〇〇

担当者

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
左官工事	別紙内訳書のとおり					
材料費		1	式		〇〇〇	
労務費		1	式		〇〇〇	
一般管理費		1	式		〇〇〇	
安全衛生経費		1	式		〇〇〇	安全衛生経費 内訳書より
法定福利費		1	式		〇〇〇	
合 計					〇〇〇	

- 国土交通省において作成した作成手順では、安全衛生経費の内訳として以下の算出方法を例示
- ①個別工事現場（作業場）における安全衛生経費
 - ②個別工事現場（作業場）における建設技能者に係る安全衛生経費
 - ③店社で支出する安全衛生経費